## 電気通信大学情報理工学域副学域長に関する規程

平成28年 3月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則(以下「組織規則」という。) 第17条第7項の規定に基づき電気通信大学情報理工学域副学域長(以下「副学域長」 という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び任命)

- 第2条 情報理工学域長(以下「学域長」という。)が必要と認める場合は、学長と協議のうえ、組織規則第17条第6項の規定に基づき、情報理工学域に副学域長を置くことができるものとする。
- 2 副学域長は、情報理工学域の専任の教授のうちから、学域長又は学域長就任予定者の 指名する候補者について、情報理工学域教授会の推薦に基づき、学長が任命する。 (職務)
- 第3条 副学域長は、学域長の職務を補佐する。

(任期)

- 第4条 副学域長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、副学域長の任期は、当該副学域長を指名した学域長の任期 の終期を超えることはできないものとする。
- 3 副学域長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

附則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、電気通信大学情報理工学部副学部長に関する規程は廃止する。